

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第63号

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市人権啓発活動補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「もの（」の右に「補助金以外の補助金等（条例第2条第1号に規定する補助金等をいう。）の交付を受けるものを除く。」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(文化市民局共生社会推進室)